

令和7年度中国黒竜江省における道産品販路拡大事業 委託業務処理要領

1 目的

北海道と友好提携を締結している中国黒竜江省において道産品の販路拡大を図るため、同省ハルビン市で開催される「第34回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、道産品のPR展示並びに道内企業・商社と中国(東北三省など)バイヤーによる商談を行い、黒竜江省など東北三省における道産品の販路確保に向けた取組に繋げる。

2 委託業務の内容

次の業務を実施すること。

【第34回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営】

(1) ブース出展に係る手続

- ・商談会事務局に対し、ブース出展に係る申し込みを行い、事前に代金の支払いを行うこと。
- ・ブース種類と数は以下のとおりとし、出展位置は事前に委託者と協議すること。
 - ア ブース種類:国際標準ブース
 - イ ブース数:1ブース以上

(2) 出展企業の募集・取りまとめなど

- ・道内企業を募集し、企業及び出展商品等を取りまとめること。
なお、出展内容については、観光、アイヌ文化、縄文文化に関連する要素を含めること。
- ・出展に当たっては、現地ニーズも考慮に入れながら、米、日本酒、菓子、調味料などの道産食品と、雑貨、化粧品など非食品も加えて、30品目以上を出品するものとする。ただし、過去に出品していない道産品を10品目程度含めること。
※道産品は、北海道内で加工・製造している産品を想定しているが、判断に迷う場合は道の事業担当者に相談すること。
- ・募集要領及び参加申込書を作成し、出展企業の募集を行うこと。
※商談会までの期間が短いため、道で先行して企業募集を行い、リストを作成し、道から受託事業者を引き継ぐものとする。
- ・出展企業及び出展商品のリストを作成すること。
- ・出展企業決定後、開催までに出展案内を作成し、出展企業に配布すること。
- ・随時、出展企業との連絡調整を行うこと。
- ・取りまとめた企業の商品の在庫は受託者に属することとする。

(3) 商談会事務局との調整人員

- ・出展までの準備・調整を進めるに当たり商談会事務局との調整が必要なことから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。商談会マッチング効果を高めるため、随時事務局や東北三省政府が推薦するバイヤーと随時連絡を取れる体制を作ること。

(4) 出展ブースレイアウトの作成(備品・什器、照明等 設備の設置を含む)

- ・出展企業決定後、商談会事務局と調整の上、ブースレイアウトを作成し、委託者と協議の上、最終レイアウトを確定させること。
 - ・レイアウト作成に当たっては、出展する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食と文化の魅力を最大限発信できるようにすること。
- (5) 備品の借り上げ
- ・ブースレイアウトに基づき、出展に要する備品の借り上げを行うこと。
 - ・基本備品については、商談会事務局が提示する備品一覧表に基づき、出展企業と調整の上、借り上げを行うこと(商品棚、テーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等)。
 - ・その他特殊備品については、発注者と協議の上、別途、借り上げを行うこと。
- (6) ブースの装飾
- ・ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やバナー等による装飾を行うこと。
 - ・企業ロゴやポスター等を活用し、企業や商品のプロモーションに資する装飾を行うこと。
 - ・アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾を行うこと。
 - ・出展に当たっては「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」を活用すること。
(出展商品に係る道産品輸出用シンボルマークの使用許可手続を含む)
- (7) 商品の輸出等
- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場出展エリアまでの輸送を行うこと。
 - ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、商談会期間中も適切な保管、管理を行うこと。
 - ・輸出に当たり、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。
- (8) 啓発資材の作成・輸送
- ・委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材の作成支援やとりまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。
- (9) 出展エリアの管理・運営担当者
- ・出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、ブースの管理運営を行うこと。また、現地渡航を行う企業等がいる場合は、1社につき1名、通訳が可能な人員を配置すること。
 - ・出展内容の説明が中国語のできる人員を充分配置すること。
- (10) 商談の設定
- ・東北三省政府が推薦するバイヤー等と道内企業のマッチングを実施すること。実施にあたっては事前に道内企業のニーズを把握するとともに、あらかじめマッチングのスケジュールを作成するなど、効果的、効率的な商談となるよう工夫すること。
 - ・バイヤーにはEC事業者も含めること。

【商談成約及び今後の販路確保につながるフォローアップの実施】

「ハルビン国際経済貿易商談会」の開催期間中に来場するバイヤーを対象に、アンケート（場合によってはヒアリング）調査を行い、その結果を取りまとめ、商談会に参加した道内企業に取りまとめた結果をフィードバックするとともに、契約期間中は「商談成約」及び「今後の販路確保」に繋がるようなフォローアップを継続するものとする。

また、中国 EC バイヤーへのフォローアップのため、以下は事前に確認すること。

中国 EC サイトにおいて、販売できる品目リスト

ジェトロビジネス短信「越境 EC 輸入商品リスト改定～中略～29 税目を追加」を参照

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/3556767ea760e03b.html>

【成果品】

「第 34 回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営」並びに「商談成約及び今後の販路確保につながるフォローアップの実施」に関して、以下の内容を基本に整理した報告書及び対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

- (1) 出展品・参加企業の状況
- (2) 周知・広告の実施状況
- (3) 展示の様子
- (4) 観光・文化等に関する情報発信の実施状況
- (5) 商品ごとの販売数量及び金額
- (6) バイヤーや消費者を対象にした調査の概要や結果
- (7) 参加企業へのフォローアップの内容
- (8) 事業を実施したことによる考察・提案

※ 報告書等は以下の形式で提出すること。

- ・報告書（紙媒体） 2部
- ・小冊子（紙媒体） 5部
- ・上記報告書、小冊子の電子データおよびPR素材等の電子データを格納した電子媒体（DVD-R） 1枚

※ 成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※ 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

3 業務処理計画書について

受託者が契約書 4 条の規定に基づき提出する業務処理計画書は次のとおりとする

- ・業務処理計画書（別記第 1 号様式）

4 実績報告等について

受託者が、契約書第 11 条の規定に基づき提出する実績報告等については、次の

とおりとする。

- ア 実績報告書（別記第2号様式）
- イ 成果品

5 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

6 再委託について

委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を承諾することができることとする。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出すること。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出すること。

- (1) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
- (2) 再委託することに合理的な理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。